

# 介護老人保健施設 ローズむらやま 通所リハビリテーション

## 1. 施設の概要

(施設の名称等)

- ・施設名 医療法人有恒会 ローズむらやま
- ・開設年月日 令和3年9月1日
- ・所在地 山形県村山市本飯田字柳堤 2486 番地の 65
- ・電話番号 0237-52-3020
- ・FAX番号 0237-52-3028
- ・管理者名 施設長 佐藤 和一
- ・介護保険指定事業所番号 0651480014
- ・通所定員 35 名
- ・利用日及び利用時間 月曜日から土曜日 9:30~16:00
- ・年末年始休 12月30日~1月3日まで

(施設の目的と運営方針)

介護老人保険施設は、看護・医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療・日常生活上のお世話等、介護保険施設サービスを提供します。入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。

「ローズむらやま」は医療と介護を必要とする方々に対し、その方々の個人としての尊厳を十分に守り「親切・明朗・思いやり」の心をもって医療と看護、介護を提供し、心身の回復を図り家庭を含めて社会への復帰を目標としています。

(施設職員の職種・員数)

- ・管理者 1名(兼務)
- ・医師 1名(兼務)
- ・作業療法士、理学療法士 1名以上
- ・介護職員 3名以上
- ・支援相談員 1名以上(兼務)
- ・管理栄養士 1名以上(兼務)

尚、上記職員は通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの両サービスに従事します。但し、管理者及び支援相談員、管理栄養士は介護老人保険施設と短期入所療養介護並びに介護予防短期入所療養介護との兼務とします。

(サービス内容)

- ・リハビリテーション計画の立案

- ・ 食事（昼食 12：00～）
- ・ 入浴（一般浴槽の他、入浴に介助を要する利用者は特別浴槽で対応します。）
- ・ リハビリテーション
- ・ 送迎（利用者の自宅と事業所間の送迎）
- ・ 栄養管理
- ・ 相談援助サービス 等

#### （通常の送迎実施範囲）

村山市

#### （施設利用に当たっての留意事項）

- ・ 敷地内での喫煙、飲酒はご遠慮下さい。
- ・ 火気を伴う器機、及び危険物（刃物類）は持ち込まないで下さい。
- ・ 施設の設備、備品等は大切にご使用下さい。尚、施設内の設備、備品等を破損の際は場合によっては負担して頂く場合もございます。
- ・ 所持品・備品等の持込は施設長の許可を得た物のみとなります。尚、所持品には必ず名前の記入をお願いします。
- ・ 私物（金銭を含む）は本人またはその家族の責任において管理することとなります。紛失等の場合について施設は責任を負いかねます。また貴重品（多額の現金、貴金属等）の持込はご遠慮下さい。
- ・ 宗教活動等、他の利用者の療養生活の妨げになる様な行為はご遠慮下さい。
- ・ 動物の持込はご遠慮下さい。
- ・ 食中毒や誤嚥窒息事故予防から施設内への食べ物の持込は一切禁止します。

#### （身体拘束について）

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者または施設長が判断し、期間を区切って身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。その際は、ご家族へ状況説明を行い、同意を得た上で行います。緊急性・非代替性を十分に考慮し、当施設の医師がその態様、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

#### （事故発生時の対応）

サービス提供等により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の内容に応じて県、市町村へ報告します。また、当施設が賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。但し、当施設に過失がない場合にはこの限りではございません。

(非常災害対策)

- ・ 防災設備      スプリンクラー、消火器、消火栓 等
- ・ 防災訓練      年 2 回

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

当施設は利用者にはいかなる虐待も行いません。また、虐待防止の為の指針を定め定期的に虐待防止検討委員会及び職員への研修を行い、これらの措置を適切に実施する為の担当者を置くこととします。虐待を発見した場合には、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず速やかに市町村へ通報することとします。

(業務継続計画の策定等)

当施設は感染症や災害の発生時において、利用者に対する本サービスの提供を継続的に実施するための計画、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。本施設は職員に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止の為の措置)

当施設は職員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに本施設の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。感染症が発生し、またまん延しないように次の措置を講じます。感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的実施します。

(ハラスメント対策の強化)

職場におけるハラスメント防止の為の必要な措置を講じ、取り組みを行います。施設の方針等の明確化及びその周知、啓発に従業者に行います。相談（苦情を含む）に応じ適切に対応するための体制を整備し、被害者への配慮のための取組み及び被害防止のための取組みを行います。

(協力医療機関)

協力医療機関：山形県立河北病院    河北町谷地字月山堂 111（TEL：0237-73-3131）

北村山公立病院      東根市温泉町 2-15-1（TEL：0237-42-2111）

協力歯科医院：松田歯科医院      村山市楯岡新高田 9-7（TEL：0237-55-5648）

(要望及び苦情等の相談)

当施設への要望や苦情等は、担当者にお寄せいただければ速やかに対応します。お気軽にご相談下さい。

苦情受付担当者：佐藤千帆・沼沢愛      (TEL：0237-52-3020      FAX：0237-52-3028)

当施設以外の介護サービスに関する苦情処理の窓口

①山形県国民健康保険団体連合会

寒河江市大字寒河江字久保 6 TEL : 0237-87-8000

②山形県福祉サービス運営適正化委員会

山形県小白川町二丁目 3-31 TEL : 023-626-1755

③村山市役所福祉課

村山市中央 1-3-6 TEL : 0237-55-2111

(第三者による評価の実施状況)

実施の有無 : 有 ・ 無

## <利用料金>

(1) 保険給付の自己負担額 (1割負担)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
6 時間以上 7 時間未満	715 円	850 円	981 円	1,137 円	1,290 円

\* リハビリテーションマネジメント加算 (イ) 6ヶ月以内 830円 6ヶ月超 510円

\* リハビリテーション提供体制加算 (B) イ 6時間以上 7時間未満 24円

\* サービス提供体制強化加算 (I) 22円

\* 入浴介助加算 (I) 40円

\* 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円

\* 重度療養管理加算 100円

\* 退所時共同指導加算 600円

\* 介護職員処遇改善加算 (I) 介護サービス費合計の 8.6%

(3) その他の料金

・ 食費 567円

・ 各種証明書等の発行手数料 550円~7,700円

各種証明書等の発行を希望された場合にお支払い頂きます。

(4) 利用料についての留意事項

・ 利用料請求は1ヶ月毎に計算し、翌月の20日前後に請求書を発行致します。お支払いは指定口座から27日に自動引き落としとなります。27日が土日の場合は翌営業日に引き落としになります。

・ 利用料金を2ヶ月分以上滞納した場合には利用をご遠慮いただく場合もございます。

・ 各種加算、減額等に関して、詳しくは事務職員にお問い合わせ下さい。